

様式第1号（別表第1関係）

Kターン若者雇用拡大奨励金（事業主）交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

Kターン若者雇用拡大奨励金の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり奨励金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 交付対象となる事業主であることの確認事項

項 目	左の項目に該当する場合はチェック(☑)してください。
1 申請するKターンをした若者は、事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族ではありません。	<input type="checkbox"/>
2 Kターンをした若者を雇用した日の6か月前から申請日までの間、他の雇用者を事業主の都合により解雇していません。（この告示で規定する例外を除く。）	<input type="checkbox"/>
3 申請日において納期の到来した市税を完納しているかを、この奨励金の担当課の職員が確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>
4 Kターンをした若者を雇用した日から起算して、3年間市外に転勤させません。	<input type="checkbox"/>
5 Kターンをした若者を雇用したことに関し、国、県又は市から他の奨励金等の交付を受けていません。	<input type="checkbox"/>
6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業（同条第1項第2号から第5号までに規定するものを除く。）を営んでいません。	<input type="checkbox"/>
7 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。	<input type="checkbox"/>

3 添付書類

- (1) Kターン若者雇用調書（様式第2号）
- (2) 労働条件通知書等の控え又は労働契約書の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (4) 戸籍の附票の写し（大卒等新卒Kターンをした若者である場合を除く。）
- (5) 雇用した日から6月が経過した日（当該日の属する月の翌月以降に申請をする場合は、申請をする日の属する月の前月の末日）までの賃金台帳の写し
- (6) 雇用した日から6月が経過した日（当該日の属する月の翌月以降に申請をする場合は、申請をする日の属する月の前月の末日）までの出勤簿等の写し
- (7) 卒業証書又は卒業証明書の写し（大卒等新卒Kターンをした若者である場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

【記載例】

Kターン若者雇用拡大奨励金（事業主）交付申請書

平成30年10月1日

久慈市長 遠藤 譲一様

申請者 住所 久慈市川崎町〇-△

氏名 袖ヶ浜観光株式会社

代表取締役 天野 冬彦



電話番号 66-3347

担当者名 足立 勉

Kターン若者雇用拡大奨励金の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり奨励金の交付を申請します。

1 交付申請額 50,000 円

対象者が複数の場合は
合計額を書いてください

2 交付対象となる事業主であることの確認事項

項目	左の項目に該当する場合はチェック(☑)してください。
1 申請するKターンをした若者は、事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
2 Kターンをした若者を雇用した日の6か月前から申請日までの間、他の雇用者を事業主の都合により解雇していません。（この告示で規定する例外を除く。）	<input checked="" type="checkbox"/>
3 申請日において納期の到来した市税を完納しているかを、この奨励金の担当課の職員が確認することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
4 Kターンをした若者を雇用した日から起算して、3年間市外に転勤させません。	<input checked="" type="checkbox"/>
5 Kターンをした若者を雇用したことに関し、国、県又は市から他の奨励金等の交付を受けていません。	<input checked="" type="checkbox"/>
6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業（同条第1項第2号から第5号までに規定するものを除く。）を営んでいません。	<input checked="" type="checkbox"/>
7 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>